

第31回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和元年12月19日(木)午後4時00分から午後5時00分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 12人
会長 7番 中井 悟
会長職務代理
委員 1番 天水さとい 2番 近藤 一祝
5番 向山 博 6番 坂野 幸夫
8番 山田 清隆 9番 岩間 勇市
10番 杉本 峯一 11番 吉田 靖志
14番 高山 重人 15番 親谷 隆
16番 伊藤 忠幸
- 4 欠席委員 3番 安田 委員、12番 椿 委員、13番 西元 委員
- 5 議事日程
第1 会議録署名委員の指名について
第2 会期の決定について
第3 諸報告について
第4 現況証明願いについて
第5 農地法第18条第6項の規定による通知について
第6 農地法第3条の規定による許可申請について
第7 農業経営基盤許可促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
第8 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画(案)について
第9 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積の見直しについて
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 木村 恭史
農地係長 福岡 直樹

7 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これから第31回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。
なお、欠席の申し出が安田委員、西元委員、椿委員からありました。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
それでは、日程に従って進めてまいります。
日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、10番 杉本委員と11番 吉田委員を指名いたします。
日程第2、会期の決定についてを議題とします。
本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。
日程第3、諸般の報告についてを議題とします。
第30回の総会以降の諸般について、報告いたします。
12月5日水稻ロックウールマット取扱説明会を山村開発センターで行われました。出席しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。
NO1からNO5について、一括、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があ

ったので、受理の可否について、議決を求める。令和元年12月19日提出、蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成22年9月30日から令和2年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和元年12月9日、土地引渡の日は令和元年12月19日です。解約の理由は、耕作できないため、解約するものです。

番号2番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成22年9月30日から令和2年11月30日までで農地法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和元年12月9日、土地引渡の日は令和元年12月19日です。解約の理由は、耕作できないため、解約するものです。

番号3番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。契約期間は平成30年3月6日から令和4年2月6日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和元年12月10日、土地引渡の日は令和元年12月19日です。解約の理由は、一部の農地を譲渡するため、解約するものです。後ほど売買の申請にも出てきます。

番号4番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成23年4月6日から令和3年4月5日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和元年12月12日、土地引渡の日は令和元年12月19日です。解約の理由は、契約相手を変更するため、解約するものです。

番号5番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成23年4月6日から令和3年4月5日までで強化法によるものです。解約成立年月日と通知年月日は令和元年12月12日、土地引渡の日は令和元年12月19日です。解約の理由は、契約相手を変更するため、解約するものです。

議 長

NO1からNO5について、担当委員から順次、補足説明を願います。

9 番
(岩間委員)

番号1番と2番について説明いたします。内容につきまして事務局説明のとおりであります。場所につきましては、1番の方は、〇〇はずれ

の50m位行ったところの左側になります。〇〇のすぐ横ですのでよろしく願いいたします。

番号2番につきましては、番号1番の土地のすぐ隣にありますのでよろしく願いいたします。

11番
(吉田委員)

番号3から5番について説明いたします。内容につきまして事務局説明のとおりです。場所につきましては、番号3番ですが、〇〇さん宅の周りにある農地であります。続きまして、番号4番ですが、〇〇さん宅の両脇にある農地になります。番号5番ですが、こちらも〇〇さんの住宅の裏側に一角、少し離れまして、〇〇の右下に一角ある農地になります。いずれも後ほど3号議案に出てきますのでよろしく願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議長

質疑なしと認めます。
NO1からNO5については、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第1号については、原案のとおり受理することとします。
日程第5、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

NO1からNO3について、一括、上程します。
事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。令和元年12月19日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、

〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和4年12月18日までです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

番号2番、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和2年12月18日までです。

番号3、貸主は〇〇〇さん、借主は〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸借理由は、農地を耕作できないので、貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から令和2年12月18日までです。別紙、調査書をご覧ください。

番号2番から3番の調査書は同じ記載内容となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

NO1からNO3について、担当委員の補足説明を願います。

16番
(伊藤委員)

番号1番についてご説明いたします。内容につきまして事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇〇から入っていきまして、〇〇さん宅を過ぎ300m位行ったところを左側にある圃場となります。よろしくお願いいたします。

5番
(向山委員)

番号2番と3番についてご説明させていただきます。内容は事務局説明のとおりでございます。場所は、2番に関しては〇〇〇さんの〇〇にある土地でございます。

番号3番は、〇〇さん宅の北側にある土地でございます。以上よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
NO1からNO3については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第2号については、原案のとおり決定し、許可することとします。

日程第6、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

NO1からNO9について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。令和元年12月19日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和2年2月1日、対価の支払期限は令和2年1月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇番〇の大きい田んぼ〇枚は、共済水張面積価格〇〇〇円、その他の田んぼについては、共済水張面積価格〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。

番号2番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和2年2月1日、対価の支払期限は令和2年1月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。譲渡理由は、貸し付けしていた農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号1番から2番の調査書は同じ記載内容となっておりますので、一部省略いたしますが、〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

番号3番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和元年12月27日から令和11年12月26日までの10年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、耕作できないため、農地を貸し付けするものです。

番号4番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和2年2月1日、対価の支払期限は令和2年1月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。譲渡理由は、営農が困難であるため、農地を譲渡するものです。

番号5番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は令和元年12月27日から令和11年12月26日までの10年間です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、耕作できないため、農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

番号3番から5番の調査書は同じ記載内容となっておりますの

で、一部省略いたしますが、〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号6番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和2年3月1日、対価の支払期限は令和2年2月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。譲渡理由は、〇〇氏規模拡大のため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号7番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和2年4月1日、対価の支払期限は令和2年3月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。譲渡理由は、〇〇氏規模拡大のため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号8番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和2年5月1日、対価の支払期限は令和2年4月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。譲渡理由は、〇〇氏規模拡大のため、農地を譲渡するも

のです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

番号9番、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇さん、土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地引渡時期はいずれも令和2年4月1日、対価の支払期限は令和2年3月末日です。価格は総額で〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格〇〇〇円です。譲渡理由は、〇〇氏規模拡大のため、農地を譲渡するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

NO1からNO9について、順次、担当委員の補足説明を願います。

11番 (吉田委員)

番号1番から5番まで説明いたします。番号1番〇〇さんと〇〇さんの件であります。内容につきまして事務局説明の通りです。場所につきましては、〇〇さん宅の向いにある農地となります。

続きまして番号2番〇〇さんと〇〇さんの案件になります。内容につきまして事務局説明の通りです。場所につきましては、第1号議案に出てきた場所ですが、〇〇さん宅の周りの農地になります。

番号3番〇〇さんの案件ですが、内容につきまして事務局説明のとおりです。場所につきましては、先ほどの1号議案に出てきた場所なのですが、〇〇さんの住宅の両脇にある農地になります。

続きまして番号4番〇〇さんと〇〇さんの案件ですが、内容に

つきまして事務局説明のとおりです。先ほど事務局の説明の方からの説明もありましたが、航空写真に出ております長細い農地が番号4番の農地になります。

つきまして番号5番ですが、内容につきまして事務局説明のとおりです。場所につきましては、航空写真に出ています、先ほど4番の網あみの農地以外で囲われている農地が番号5番の場所となります。以上です。

5番
(向山委員)

番号6番から8番に内容についてご説明いたします。内容につきまして事務局説明のとおりです。〇〇さん身体が弱いせいもありまして、農地の規模を縮小するということで家から離れた3か所売買することになりました。場所ですが、議案第3号6番7番8番と載っていますが、ちょっと見ていただきたいと思います。6番の〇〇さんの土地は写真の下側にある所であります。〇〇の交点になっております。

番号7番〇〇〇さんのところですが、〇〇〇の所でございます。

番号8番〇〇〇さんのところですが、昔の〇〇さん宅の裏でございます。よろしく願いいたします。

16番
(伊藤委員)

番号9番の説明いたします。内容につきまして事務局説明のとおりです。場所ですが、〇〇〇から上がっていきまして、川のカーブを越えてから右手の圃場になります。よろしく願いします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
NO1からNO9については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

質疑なし。

議 長

議案第3号については、原案のとおり決定し、その旨、町へ通知します。

日程第7、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律

第18条の規定による農用地利用配分計画（案）についてを議題とします。

NO1からNO2について、上程します。

事務局から説明願います。

事務局
(福岡係長)

議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）の提出にあたり、蘭越町長から意見を求められた別紙の農用地利用配分計画（案）の適否について、議決を求める。令和元年12月19日提出。蘭越町農業委員長名。

番号1番、権利の設定を受ける者は、〇〇〇さん、権利の設定をする者は、〇〇〇さん。土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡、畑で〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権の設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は令和2年3月8日から令和9年2月9日までの7年間です。価格は総額で、〇〇〇円です。借受理由は、引き続き借り受けし、経営の安定化を図るためです。

なお、本案件は、平成28年度に〇〇〇氏が農地集積協力金を受けるため、10年間農地中間管理機構へ貸し付けたものであり、令和8年度まで賃貸契約が必要となりますが、このたび、〇〇〇が引き続き借り受けることとなったものです。

番号2番、権利の設定を受ける者は、〇〇〇さん、権利の設定をする者は、〇〇〇さん。土地は〇〇番〇外〇筆、田で〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権の設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は令和2年3月8日から令和9年2月9日までの7年間です。価格は総額で、〇〇〇円です。借受理由は、引き続き借り受けし、経営の安定化を図るためです。

なお、本案件は、平成28年度に〇〇〇氏が農地集積協力金を受けるため、10年間農地中間管理機構へ貸し付けたものであり、令和8年度まで賃貸契約が必要となりますが、このたび、〇〇〇が引き続き借り受けることとなったものです。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議 長

NO1からNO2について、担当委員の補足説明を願います。

11番
(吉田委員)

番号1番についてご説明いたします。内容につきまして事務局説明のとおりです。場所につきまして説明いたします。農地の番

号の〇〇番〇、〇〇番〇から〇〇番〇航空写真①を見ていただきたいですが、この場所は〇〇〇に入りまして、奥に進みますと写真左下に住宅があり、ここが〇〇〇さんの住宅になりまして、その向い山の上にあるのが〇〇番〇、〇〇番〇から〇〇番〇の農地になります。そして、〇〇番〇ですが、航空写真②を見ていただきたいですが、〇〇〇上にあります、〇〇〇さん宅の向いにある一角になります。以上です。

5番
(向山委員)

番号2番についてご説明いたします。内容は、事務局説明のとおりです。場所は、写真見ていただくと〇〇〇さん住宅の周りですが、〇〇〇さん住宅跡でございます。左下に見えるのが〇〇さんの住宅なので、そうすると場所わかって頂けるかなと思います。よろしく願いいたします。

議 長

これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

全委員

質疑なし。

議 長

質疑なしと認めます。
本案については、異議ないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議 長

議案第4号は、原案のとおり決定し、その旨、町に通知いたします。

日程第8、議案第5号 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく下限面積の見直しについてを議題とします。
事務局から説明願います。

事務局
(木村局長)

議案第5号農地法第5条第2項第5号の規定に基づく下限面積の見直しについて、令和元年12月19日提出、蘭越町農業委員会会長名。

議案に記載がありますとおり、本町の下限面積は平成21年の農地法の一部改正に伴い、園芸作物での農業参入等を考慮し、2ヘクタールから50アールに改めております。

また、お手元にお配りさせていただいております、本町の農業

経営基盤強化促進基本構想の中でも園芸作物での農業参入の指標を50アールと示しております。なお、50アールに設定後、特に農業者等からのご意見を頂くことも無く、新規就農に関しても概ね支障となっておりませんので、引き続き、50アールとしてはとのご提案をさせていただきます。なお、下限面積の見直しに関しましては、農林水産省の通知により、毎年度見直しを行うこととされておりますので申し添えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局から説明いたしました。今までどおり、下限面積を50アールとの提案でしたが、何かご意見ご質問はございませんか。

全委員

異議なし。

議長

質疑なしと認めます。

本案については、今までどおり、下限面積を50アールと決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第5号については、下限面積を50アールと決定いたします。

その他の報告を事務局からお願いします。

事務局
(木村局長)

1つ目、「次回総会日程」について、1月30日、木曜日16時から予定としますが、新年会18時との関りもありますので、今後の案件数により開始時刻が30分から1時間程度遅くなる可能性も考えられますのでご理解願います。

なお、確定した開催時刻については、次回の総会開催案内文書に記載しますので手数でも確認願います。

2つ目、「農業委員等の改選に向けて」について、先般11月22日岩内町で開催され、委員の皆様にも出席頂いた、地区別農業委員等研修会におきまして説明がありました、令和2年7月農業委員等の改選に向けてお話しさせていただきます。

前回の平成29年に実施されました改選スケジュールを踏まえ、参考としてお手元の資料のとおり作成させていただきました。

大まかな流れとしまして、候補者の推薦・募集の開始を概ね1カ

月(24日以上)、町では3月中旬(3月中旬)と最終(4月初旬)に推薦等状況の公表を行い、推薦・応募の中から評価委員会が候補者選出(評価委員会)、5月選任議案を町議会へ提出し、町議会の同意が6月定例会、第1回目総会招集、町長から任命7月21日となります。募集時期等については、先ほど申し上げましたが前回同様3月と考えております。

管内市町村の動きとしましては、年明けに検討を始めるとのことで、当委員会としましては同様に進める予定としております。これから年末年始にかけて各町内会や農事組合で集まる機会があると思います。来年は農業委員改選期ということをお伝えいただき、その時に備えていただきたいと考えております。

また、農地利用最適化推進委員の委嘱についての資料につきましてもお配りしております。委員を委嘱するか否かにつきましては、委嘱しないことができる基準や前回改選期の委員増員(推進員を委嘱しないことにより委員を1名増員した)等の経緯もありますが、再度判断しなくてはならないこととなっています。資料の後段に記載がありますが、推進委員を委嘱しないことができる基準について、蘭越町は要件を満たす見込みとなっております。

次回総会で提案させていただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

来月1月の総会ですが、前回の改正の時にも皆さんにお話しして決めて頂いた、推進委員こちらを置くかどうか農地利用最適化推進委員ですが、委嘱するかどうかということを決めなければなりません。これは、1月の総会で提案させていただきます。農地利用最適化推進委員についてということで書かせていただいています。委嘱されなければならないとされていますが、各町村の農業委員会や農地との利用効率化及び高度化が図られている基準に該当するのであれば委嘱しなくてもいいですよとなっております。効率化、高度化が相当程度図られている基準というのが、遊休農地率が100分の1以下かつ農地利用集積面積の集積率が100分の70以上、こちらの要件を揃えていれば、推進委員を改めて置くことはしなくても良いですよとなっております。今のところ未確定ですが、遊休農地は今回の農地パトロールで確定しています。0.3パーセント程度ですが、12ヘクタール程度。

これから年末年始にかけて、各町内会や農事組合で皆さん集まる機会があると思うのです。その際には、来年農業委員改正期なのだよねというような話をして頂いて、その時に備えて頂ければと思います。

以上で報告を終わります。

議 長

皆さんから何か質問等ありませんか。

全委員

ありません。

議 長

閉 会 宣 言

以上をもって、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。

これにて、第31回蘭越町農業委員会総会を閉会いたします。

午後5時00分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印